

平成24年度第1回四街道市総合計画審議会議事録

日 時	平成24年5月18日(金) 13時30分～16時10分
場 所	市役所本館5階第1会議室
出席者	高橋委員(会長)、岡本委員(会長代理)、園川委員、花井委員 岡田委員、玉井委員、浅野委員、金子委員、田中委員、飛田委員 松隈委員
欠席者	藤本委員、米村委員、吉田委員
事務局出席者	佐渡市長、岡田経営企画部長、大野経営企画部次長 大野政策推進課長、阿部主幹、森田副主幹、和田主査 榎本副主査、成田副主査
傍聴人	2名

【事務局】 本日は、公私ともにご多忙の中、平成24年度第1回四街道市総合計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、四街道市総合計画審議会委員委嘱状交付式を行います。それでは佐渡市長より、委嘱状を交付させていただきます。恐縮ですが、交付に際しては、席次に従い交付させていただきます。また、最初の方については全文を読み上げさせていただきます、以降の方については、お名前のみとさせていただきますのでご了承ください。

(委嘱状交付)

【事務局】 それでは、佐渡市長よりごあいさつを申し上げます。

【佐渡市長】 本日は、お忙しい中、そして、お足下の悪い中、委員の皆様におかれましては、平成24年度第1回四街道市総合計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

平成24年4月の委員改選に伴いまして、ただいま委員の皆様にご委嘱状をお渡しさせていただきました。学識経験の委員をはじめ、関係機関の委員、そして市行政委員会の委員の皆様におかれましては、総合計画審議会の委員就任をこころよくお引き受けいただきお礼を申し上げます。また、市民代表の委員の皆様におかれましては、委員募集に積極的にご応募いただき誠にありがとうございます。今回は13名という多数の方に応募いただいた中からの選考となりました。これは、本市の総合計画策定に対し、多くの市民の方に関心を持っていただいているということで、大変ありがたく、一方で改めて身が引き締まる思いでございます。

さて本市では、平成26年度を開始年度とする新たな総合計画の策定を進めております。昨年度は、市民意識調査、ワークショップ、ポスターセッション、メールモニター等、様々な形での市民参加を図るとともに、庁内においても、新総合計画策定本部を設置し、各分野での検討を行っている状況でございます。基本構想・基本計画から構成されます本市の新総合計画は、ご承知のとおり市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となる、市の計画行政上、最も重要なものでございます。

総合計画の策定作業は、平成25年9月議会への上程に向け、これから更に本格化してまいります。今後も様々な市民参加を得ながら、庁内組織での検討を行ってまいります。四街道市議会においても3月議会において新総合計画調査特別委員会が設置されまして、議会の特別委員会からも総合計画について、四街道市が目指すべき方向性とか様々なご意見をいただきながら策定を進める。全庁をあげ、議会の協力を得て、さらに市民参加を加え全体で新たな計画を作っていきたい、そのように思っています。それらを踏まえ、本審議会におきましても、今後ご審議いただく機会が多くなっていくものと存じております。委員の皆様には、新総合計画にかかる重要な時期に委員を引き受けていただき大変感謝しております。約2年間に渡りまして、ご尽力をお願い申し上げますとともに、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。それでは、本日のご審議よろしくようお願い申し上げます。

【事務局】 それではここで委員のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

(出席委員紹介)

【事務局】 なお、学識経験者委員としてお願いしました千葉科学大学准教授 藤本一雄委員、淑徳大学准教授 米村美奈委員、関係行政機関からの委員としてお願いしました、千葉県印旛土木事務所長 吉田 正彦委員におかれましては、所用により本日欠席のご連絡をいただいております。

また、玉井委員におかれましては、所用のため途中退席されますので、あらかじめご了承ください。以上でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

【事務局】 次に、職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

【事務局】 どうぞよろしくようお願いいたします。それでは、これより会議次第に沿って

順次進めさせていただきます。なお、会長の選任までの間、佐渡市長が進行をさせていただきます。

【佐渡市長】 それではこれより平成24年度第1回総合計画審議会を開催いたします。

はじめに、会長の選出を行いたいと思います。総合計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会長は委員の互選となっております。どなたか、ご意見がありましたらお願いします。

【花井委員】 私は、前会長である、高橋委員を推薦します。数期に渡る総合計画審議会委員としてのご経験やこの審議会の会長として、円滑な会議運営にご尽力いただいたこと、また四街道市が新たな総合計画策定に着手している状況からも、高橋委員に会長を再度お願いすることがよろしいのではないかと考えます。

【佐渡市長】 ただ今、花井委員から前会長である高橋委員に、再度会長をお願いしたらいかがかというご意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

(承認)

【佐渡市長】 それでは、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。高橋委員よろしくをお願いいたします。会長が決まりましたので、以後の進行は高橋会長にお願いしたいと思います。

【事務局】 大変申し訳ございませんが、佐渡市長は所用のため、会議の途中ではございますがここで退席させていただきますのでご了承ください。

(市長退室)

【高橋会長】 会長に推薦いただき誠にありがとうございます。先ほど市長からこの1年が、総合計画策定について大変重要な年であるという話があり、大変大きな責任があるということで、身が引き締まる思いです。地方自治法が変わりまして、総合計画を必ずしも議会に提出する必要がなくなったということですが、決して総合計画が軽視されたわけではなく、自治体の意思が尊重される形に変わったと理解しております。先ほど市長からお話があったとおり、地方自治体がどういう地域づくりをしていくかということにおいて総合計画は一番重要な、柱となる計画となります。そういう意味では計画には現実を踏まえなければいけません、逆に市民の皆さんの思いというものも盛り込んでいかなければならない。そのバランスを考え、かつ、わかりやすい夢が持てるような、

できれば市外の皆さんが四街道はこんなまちなのか、そこに住みたい、行ってみたい、そんな計画になればいいと思います。私たちだけでなく市民の皆さんの色々なご意見をいただきながらこれからやっていければいいと思います。どうぞ、よろしくをお願いします。

【高橋会長】 それでは、次に会長代理を決めさせていただきたいと思います。総合計画審議会条例第6条第4項により、あらかじめ会長が指名する、となっております。会長代理は、岡本委員にお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(承認)

【高橋会長】 それでは、岡本委員に会長代理をお願いします。岡本委員、一言ご挨拶をお願いします。

【岡本委員】 それでは、会長からのご指名がありましたので会長代理を務めさせていただきます。審議がスムーズに進むよう最善を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【高橋会長】 議事に入る前に、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。園川委員、浅野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(承認)

【高橋会長】 園川委員、浅野委員よろしいでしょうか。

(了承)

【高橋会長】 それでは、議事録署名人を園川委員、浅野委員にお願いいたします。

今回は新しく委員になられた方が多数いらっしゃいます。ここで簡単に各委員さんの自己紹介の時間を設けたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【高橋会長】 では、この後の審議の時間もございますので、簡単に1分程度でお願いします。

(各委員自己紹介)

【高橋会長】 それでは、さっそく会議に入らせていただきたいと思います。

まず、本日の会議の公開・非公開につきましては、四街道市総合計画審議会運営要領第3条の規定により、公開とさせていただきます。会議資料につきましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人の閲覧に供するものとします。また、会議次第につきましては、配布するものとされておりますが、その他の資料につきましては、本審議会の判断によるものとされております。私といたしましては、「(仮称) 四街道市基本構想条例の制定について」及び「基本構想条例案」についても、配布するものとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

(異議なし)

【高橋会長】 それでは 本会議は「公開」とし、傍聴人に、一部資料を配布することとします。事務局は傍聴の方がいらっしゃいましたら入室させてください。

【事務局】 2名いらっしゃいますので、ただ今から入室させていただきます。

(傍聴人入室)

【高橋会長】 それでは、議事に入ります。 本日の議事は、(1) (仮称) 四街道市基本構想条例の制定について (2) その他です。

それでは、はじめに (1) (仮称) 四街道市基本構想条例の制定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、議事の1につきまして、お手元に配布しました、市民意見提出手続(パブリックコメント)資料(案)(仮称)四街道市基本構想条例の制定について、という資料に沿ってご説明いたします。

まず、本条例を制定する背景と目的についてご説明いたします。「基本構想」につきましては、従来、地方自治法により、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、市町村が策定するという義務が規定されておりました。しかし平成23年の同法の改正により、その義務付けが廃止されましたことから、「基本構想」の策定は各市町村の判断に委ねられるところとなりました。すなわち「基本構想」を策定するかしないかは、市町村の自由となった訳でございます。本市としましては、「基本構想」が市政の長期的ビジョンを示すものであり、計画的な市政の推進に重要な指針となるもので

あること。そして市政運営の一体性の観点から、政策体系上、市政の各政策分野に渡る諸計画の最上位の方針となるものとして位置付けられるものであることなどから、引き続き明確な位置付けを付与し、継続的な市政運営に資する必要があるものと考えております。このため、本市では、「基本構想」の位置付けとその策定について定めることにより、総合的かつ計画的な市政の推進を図るとともに、継続的な行政運営の確保に資することを目的に、この条例を制定したいと考えているところでございます。

次に、3. 条例制定の時期についてでございますが、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口の減少や人口構成の不均衡への対応、並びに東日本大震災により必要性の高まる災害対応や防災対策の再構築を図る必要が生じたことから、それらをはじめとした社会状況の変化に的確に対応するため、平成26年度を開始年度とする新たな総合計画の策定を目指し、平成23年度から、市民意識調査や市民会議（ワークショップ）などにより、市民の皆様の意見や意向の把握を行いながら、策定の準備を進めているところでございます。

この条例は、新たな総合計画の策定期等々を踏まえ、平成24年の9月議会に上程し、議決をいただいた上で、10月の制定を予定しております。議会への上程に先立ち、本審議会でご議論いただくとともに、市民意見提出手続いわゆるパブリックコメントを実施したいと考えております。

なお、参考資料として、四街道市基本構想条例案を合わせて配布してございますので、こちらで実際の条例案についてご確認をお願いいたします。

以上、雑駁ではございますが、四街道市基本構想条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

【高橋会長】 ただ今、基本構想条例の案について説明がありましたが、これについて質問、何でも結構ですのでいただきたいと思います。

【金子委員】 確認ですが、この基本構想条例は新たなものですが、現行計画の策定時にもこのような条例があったのでしょうか。

【事務局】 その時は地方自治法に基づいて行われました。

【金子委員】 了解しました。もう一つ各論ですが、第4条、第5条の軽微な変更についてはこの限りではないとありますが、この辺り市民の質問が出ると思うのですが、ここでいう軽微とは、具体的にどの程度のことをいうのか、分かれば教えていただきたい。

【事務局】 軽微なものについての具体的な想定は今ここで出てこないのですが、軽微

と明記はしていますが、基本的に変更に当たっては審議会での了承、市議会での議決が必要であろうと考えています。今後、軽微なものについては、市としても判断していきますが、必要に応じて審議会にご意見を伺って、それに対応していきたいと考えております。基本的に審議会、市議会での手続を経ずに進めていくというのは現時点では想定していません。

【金子委員】 そうすると若干の文言の変更とか、そういったことを軽微な変更と考えてよいのでしょうか。基本的な仕組みではなく、多少の数字とか文言の変更とかになるのでしょうか。

【事務局】 条例と違い、法令が改正され構想の文言が変わるというのはなかなかないのかもしれませんが、法律が変わりましたので文言が変わりますということは、軽微と捉えていいのかなとは考えておりますので、そういったケースは考えられます。

【飛田委員】 今までの地方自治法によって、総合計画策定条例などを各市町村で作っていたと思うのですが、その時に軽微という文言を入れていたのですか。なぜかというところ、例えば基本構想だけで基本計画、実施計画はどうなのか、スケジュールによれば新たな総合計画の策定となっているが、条例は構想だけであり、実施計画等によるアフターフォローのなされない市の計画ではまずいのではないかと考えますが。

【事務局】 まず、今回基本構想条例とした理由ですが、これは、地方自治法により策定義務付けがされていた部分を補完するというのが目的の一つでございます。そういう意味で基本構想に限った条例とさせていただきます。もう一点でございますが、本市の場合基本計画、こちらにつきましては地方自治法第96条第2項に基づく条例、こちらにより議会の議決を得るということで定められております。こちらは議員提案の条例でございますので、市としましては、そちらを最大限尊重した上で基本構想を上程する上での根拠・位置付けという形で基本構想条例とさせていただいた形です。

【飛田委員】 そうしますと、基本計画策定とスケジュールにあります。基本計画策定条例というのもつくるのでしょうか。

【事務局】 それは考えておりません。

【飛田委員】 民間企業において、経営方針を出した時、それが構想だとすると実動部隊がやる場合、行政職員、市民、議員がやるにしても実施計画は絶対に必要となる。そうすると、一つの計画の中にはそれを織り込んだ総合計画としていかなければ市の方向

性というのが市民も何をやっているか実証できないし、アフターフォローでチェックすることができない。ここができていないから次はこのようにやっという、PDCAの関係で回っていくとすれば、普通は民間であればそれが繰り返され、いい方向へ進めていくのが通常なのではないかと考えますが。

【高橋会長】 現在の総合計画には基本構想と基本計画が載っていますよね。前の自治法では基本構想を、普通、公共団体は基本構想を決めて、基本計画を決めて、通常3年くらいで見直す実施計画の3段階という感じが多いのですが、今までも四街道はそうしていたのですか。

【事務局】 現行の計画につきましては、基本構想と基本計画がありまして、実施計画は作っておりません。

【高橋会長】 基本構想、基本計画があって基本構想だけは自治法で議決されることとなっていました、今回は自治法が変わって議決を要しないこととなってしまった。けれども、もともと四街道市は基本計画も議決するという独自の決定をしていた。両方議決することとしていたのですが、ところが自治法が変わってしまっ基本構想を議決させるために、今回基本構想条例を作る。基本構想も基本計画も今までどおり議決していく、そういうことですね。

【岡本委員】 前の法令で行っていた時の軽微な変更の扱いはどうなっていたのですか。通常は政令、施行令、もっと下のレベルで定めていくと思うんですけど、軽微な変更ということについて何ら文章がないと、その時々で全部、極端なことを言えば本分までもが軽微な変更だという解釈も可能になってしまう。それはやっぱり、何らかの一定の基準が必要かと思います。

【松隈委員】 この文章、非常にびしっと決まっているのですが、やはり不可解なのはこの軽微な変更という言葉、この部分がなくなった場合何か支障があるのでしょうか。これがあることによって、もやっとしてしまう。

【岡本委員】 極端な話「て・に・を・は」の変更、このような場合でもこの審議会を開かなければならなくなってしまう。

【松隈委員】 審議会を開かなくても大丈夫だということで、ただ、それをやるのどんな感じなのか、具体的な事例があれば、その程度かと分かるので、その範囲をはっきりしてほしい。

【高橋会長】 いろいろとこういうのに軽微な変更はこの限りではないと入っていますが、実際、総合計画に関して軽微な変更をした具体的な事例、何かありませんか。

【事務局】 四街道市においてはありませんでした。

【高橋会長】 ただ、これがないと何か記述の変更とかそのようなことがあっても審議会にかけなければならないことになってしまうので、これからも総合計画審議会はずっとあるのでしょうかから、軽微な変更については審議会にもかけず、議会の議決も得ないで変えることもありうるというけれど、その都度その都度、総合計画審議会で報告があったり、了解があったりするということかと思うのですが。ですから、審議会に報告もなく軽微な変更がなされるということはあるのですか。

このいう場合はどうしよう、これは、非常に重要だから議会にかけてもらう、議決してもらう。これは例えば文言だけの変更だけだから、審議会は了承しますということで議会へ報告することになるでしょうし。

【飛田委員】 第4条のただしの項目の軽微には引っかかってしましまして、いろいろ文章読んでみると、第1条目的がありますよね、この第1条の目的に触れないものだと思うのですが、例えば基本的な構想や継続的な行政運営に支障を来さない軽微なとか、何か文章を入れないと訳がわからない軽微という言葉が出てくることになっているんですが、その辺、何か考えていますか。

【事務局】 まず、事実上、軽微ということで審議会を通さないで変えることはない、市としては考えています。先ほど話をさせていただきましたが、法律の条文を引用していて、その法律が変わった場合にこちらを変えなければならないというのは軽微に当たるのかなととらえています。

【高橋会長】 これ、軽微な変更で審議会にかけなくても議会にはかけるんですよ、審議するかどうかは別として、議会にはかけるんですよ。

【事務局】 変えた場合については、必ず議会へは報告します。

【高橋会長】 審議会として良いか悪いかを議論するか、しない場合も議会へは報告するのですよね。

【田中委員】 この審議会で諮問という大きな手続をするか、議会で審議をして議決するか、それよりワンランク下で報告して同意をいただきますというような。限定的な内容だと思います。諮問という言葉が大きい、そういう点があると思うのですが、軽微という点でやると文法的にも内容的にも複雑である。この場合は単なる手続論という感じがしますが。

【金子委員】 私もおっしゃる通りかと思います。皆さん勝手に変えることはあり得ないと思っています。ただ、何だこれはといわれる可能性がある。それが嫌だと思ふ。物議を醸すようなことがあるのではないかと。私たちは多少変えるのは構わないと思うのですが、正面切ってこれを出されると、軽微というのはどうにでもなるのではないかとされることを心配したもので、それをわかった上で言ったわけですが、議論になると残念だなと思うわけです。

【花井委員】 第4条について、軽微な変更がある場合は、審議会委員の同意を得るものとするという形にすればよろしいのではないのでしょうか。そして、一人でも同意しないものがあれば、審議会を開いてそこで議論する。それを条例の中に入れるか、入れない場合はルールとして他に定めていけばいいのかと思います。

この審議会では、変更の場合、議会の前にここで決めてそれを上程するわけですから、4条の軽微な変更はこの限りではないではわからないので、同意を得るという形にすれば納得がいくかと思います。

【事務局】 基本構想ですので文言を一部でも変える場合は基本的には軽微ではないという考えでいます。ただ、どういうものになるかは分かりませんが、引用した法律等の条文が変わった場合などは、これは皆様にお諮りするまでもない、その部分については軽微なものという解釈でいいと思います。「て・に・を・は」は軽微ではありますが、基本構想は最上位の計画ですから「て・に・を・は」を変える場合でも、内容に影響を及ぼす場合は、こういう理由で変えますということは改めて審議会にお諮りしてご了解いただくべきと考えます。

【金子委員】 それなら、そのように限定的に今のような言葉を書いた方が誤解を招かないかと思います。

【事務局】 条例なので、事務局として明確な回答ができればいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【金子委員】 今の説明にありましたけど、軽微な変更について、書きぶりを変えると

ということがありますが、今のような趣旨であれば、この議事録も残るわけですから、私たちの考えとして、今事例がありましたけど、そういう場合に限って変更する場合、その場合にもここには当然報告されるでしょうし、変われば議会にかける場合はどうでしょうか。議会にかけるときには当然審議会が開かれて報告もあると思うのですが、そこで皆さんが了解すればいいと思うのです。そういった機能を審議会の中に残しておくということでいいのではないのでしょうか。皆さんのそういう心配があるということ、ただ、文章にすると非常に何か軽微な感じですが、すべて文章でがんじがらめにしてしまう必要もない気はしますが。

【岡本委員】 条例の本文になくても運用内規みたいなものを作っていて、それを皆さんに承認してもらい。議事録に残すとか。やはり心配な市民の方に安心してもらおう手立ても必要なのではないか。

【高橋会長】 その場合、ここにただし書がないとここだけの了解だけでは逆にまずくないですか。つまりそういった軽微な変更についての記載があった上で・・・。

【岡本委員】 8条に必要な事項は市長が別に定めるとありますから、このところで軽微な変更については内規でまとめてしまうという感じで。

【高橋会長】 そうすると本文はこのままで、8条の部分で運用内規を設ける、それならそれがいいと思いますね。

【田中委員】 4条、5条のこの限りではないという言葉は、随分強い感じがするのですが、先ほど花井委員がおっしゃったように報告し、同意を得るものとするとか、説明しとか、報告しと、いろいろなものについては報告的な内容で、それで同意を得るものとするとか。この限りではないという言葉が前の言葉を激しく揺さぶるような感じ、印象を与える。

【高橋会長】 この条例は議会で議決されますよね。今のような心配事、意見がこの審議会から出たということを議案の説明の時にさせていただいて、後は議会の判断にお任せしたい。条文のことですので、私たち総合計画審議会が定める規則であれば、そこまで詰めていく必要もありますが、議会のことですから、私たちの心配事、意見が出たということを説明の時に報告いただきたいと思います。

【金子委員】 お互い信頼関係がありますので、それならなくてもいいのではないのでしょうか。あると余計に市民からの声が出てきそうなので。岡本委員がおっしゃったよう

に内規を付けるとか、議事録に書きとめられていけばいいのではないのでしょうか。改めて条例に書かれているとちょっと抵抗がある。なくてもいいのではというのが私の意見なので。

【高橋会長】 わかりますが、条例案を審議会が案を作るなら詰めなくてはならない。合意を取らなければならない。私たちは意見を求められているが、条例を作るという役割はないですね。議会提出する前に私たちの意見を聞かれていることですよ。

【飛田委員】 この素案を立案されたのは行政ですよ。それであれば、もう一度行政で考えてくださいとは我々は言えないのですか。

【高橋会長】 もちろん、今言っていたことは問題ないです。

【飛田委員】 それならば、議会にかける前にもう一度行政で考えてくださいというのが皆さんの意見なのではないですか。

【事務局】 先ほどから、報告とか言っても不安が払拭されるわけではない、「後で言われても困る」という考えになりますので、ただし以降については削除する方向で考えたい。必ず変更があった場合には報告するというでなければ皆さん委員としてこの条例に基づいて構想を審議していくわけですので、知らないうちにどこで変わってしまったのかという話になっても、責任が持てないということになってしまうので。ここはとる方向で考えます。

【高橋会長】 もちろん、本当に軽微なものについて、これは了解事項ですので、ちょっと字が間違っただけなら直すくらいのことなら問題ないと思うんですけど。

【事務局】 ただ、そこに測りがない以上、何が軽微なものなのかははっきりしないので、それは当然不安材料になろうかと思えますので。

【高橋会長】 よろしいですか、今皆さんの不安材料、心配していることを解消するというお話がありました。

【高橋会長】 その他に意見ありますか。

【花井委員】 今、条例案第1条に目的とありまして、それはよくわかります。第2条には基本構想しか書いていない。パブリックコメント資料の2番条例制定の目的があり

ます。これには基本構想の位置付けとその策定を定めるというキーワードが書かれている中で、この条例第2条は基本構想の位置付けにしなければ話が合わないのではないかと思います。第3条は基本構想の策定、以降はこのままで大丈夫かと思いますが。第2条の基本構想についてはもう少し検討してはいかがなものかと思ひます。

【飛田委員】 最上位の方針とは基本構想プラス基本計画での最上位かと思ひます。市が行政運営する上で、あるいは市のまちづくりをする場合の。それであれば基本構想だけにこだわる必要性はないのかと思ひるのが、私の考えですが。

【花井委員】 これは基本構想の条例ですよ。

【飛田委員】 基本構想の条例であっても、最終的に出来上がるのは新総合計画ですよ。通常、総合計画の策定であれば総合計画の策定条例かと思ひます。本来ですね、私たち市民としてはこういうことやりますよということを目にすることがありますが、では、どのようなスケジュールで運営され、最後にどういふものが実施されて、それでどういふことは結果的にできませんでしたという形になるか、市民はこれからそういう眼を養っていくと思ひます。養っていると思ひます。だから、そういうものをきちっとやっけていかななくてはならないと思ひます、それが私の考えです。

【高橋会長】 今、市の方では構想を今回条例化しようと思ひている。もともと基本計画は条例になっているから、両方とも議会にかかるようになっている。四街道はもともと作っているですよ。

【事務局】 議会に上程するという条例はございます。

【飛田委員】 そういうものがあれば、その一部が条例として出来上がるのであれば、それがもともとあるのであれば、総合計画条例として一本ですむのではないですか。

【高橋会長】 この際だから、構想と計画の条例を一本化するという感じですか。

【事務局】 議会との調整をしていかなければ。これを一本化するということの当然同意も必要です。市としてそうしていきましようということであれば・・・。

【飛田委員】 ということは、議会側は基本構想の条例を作りたいということですか。

【事務局】 これはあくまでも執行部の考えです。まず、市の考えを示した上で、議会

側からそういう提案があれば、それもあり得るといことは申し上げます。

【飛田委員】 私はここの委員として、例えば議会に上程して議会から一本化について提案が出ると想定されるのであれば、最初から時間の無駄を省くためにも当初からそういう形で上程したいという素案を一緒に考えた方がいい。スケジュールにおいても策定方針があつて、こういうものがないと総合計画は策定できないのですから、議員にも理解を求めながら協議してもらおうというのもよろしいのではないかと思つて提案しました。

【高橋会長】 花井委員の意見はちょっと違いますよね。

【花井委員】 違います。

【高橋会長】 そうですよ、2条の考え方、これでは、基本構想これだけでは正確ではないのではないかというご意見ですよ。

【事務局】 1点おことわりさせていただきたいと思つます。経営企画部の方でお示しさせていただくということで作っておりますが、これから内部の法規審査等を進めてまいります。その中で法規上、文言が適切なかどうかというのは審査しますので、花井委員のご指摘を踏まえまして審査されると思われまふので、適宜対応してまいりたいと思つます。

【高橋会長】 今指摘のあつた点について、検討してください。

【浅野委員】 話が1、2歩戻つてしまひますが、私は都市計画審議会の委員をやつていまして、会長は都市工学専攻かと思ひますが、また、本日は印旛土木事務所長が来られないということですが、私も土地改良の公共事業職場の土木技術屋で37年間やつてきたということから、まず都市計画審議会の委員としていろいろ勉強させてもらったのですが、都市計画法によると前文で、単なる施設を作るのではなく文化を作るんだということが前文で謳われているんですね。2条ではそのために農業や漁業やあらゆる産業をですね、それらの調整を図りながら都市計画を進めていくんだ、となつていふ。

私はそれがあるにも関わらず、なぜ総合計画審議会が最上位の審議会になつてくるのか、この審議会は地方自治法から各自治体自前でやりなさいと、法律からはみ出したものになつていふ。ところが、都市計画審議会は法律にダイレクトに結ばれていふ審議会であり、内容である。まちづくりに文化まで責任を持つんだよと、あるいは産業や農業や漁業に対する統制能力があるんだよと。現に農地転用にしても、建ぺい率の変更にし

でも、都市計画道路を上げるとかにしても、そういう権限については、いくら最上位の審議会といえども持っていないですよ。やっぱり都市計画審議会がその責を負っていかなければならない。そういう点で、私はなぜこれが最上位の審議会なのか、執行部がそういう認識をしているのは結構だけど、何か頭と胴体が逆転している感じがするのですが。

【高橋会長】 ちょっと誤解があるのかもしれませんが。都市計画法は都市計画の分野で総合的に行っていく。今は都市計画だけでなく環境とか、いろいろ考えていくということになる。総合計画は、都市計画だけではなく、あらゆる問題、福祉であるとか高齢者の問題とか健康の問題、たくさんあるんですね。それらを全部、市の関わる、行政の関わる全てに対して総合的にまとめられるものでありますから、そういう意味で最上位だったわけです。ただ、最上位の計画だからと言って全てを網羅する、総合計画があれば、あとは何もいないというわけではなく、都市計画は都市計画法で河川であれば河川法でもっともっと細かく決める。道路もそうですし、農業についても農振があり他にもいろいろありますから。最上位というのは全部束ねて、市全体としてビジョンであるとか方針とかそういうことが市民の皆さんに分かるように、議会の議決というのは市民の皆さんが決めるということですから、皆さんが合意して大きなマスタープランになる、そういうものであるので、最上位計画というのはゆるぎないと思うし、そのように位置付けられると思います。例えば河川法、道路法、農地法とか法的に全て決まっていますが、それはそれであるのですが、農業の中に福祉とかについて書かれている、そんなことはない。全体的に総合計画を考えていく、その意味で最上位ということですが、それによるしいですか。

【事務局】 一応、各個別法においても基本的に地方自治法に基づく基本構想、これに即して諸計画を作りなさいという形で各個別法令においては決まりがあります。そういったものが一気になくなってしまったということから、基本構想条例を作るという形で考えています。先ほどお話がありましたが、総合計画審議会自体が、最上位の審議会であるという認識はございません。附属機関として都市計画審議会も総合計画審議会も同等の審議会として認識しておりますので、その部分を誤解されているようでしたらご説明が必要なかなと思います。それと高橋会長がお話しされたとおり、全ての計画が基本構想に即してという意味で最上位という形で今まで行っている。その点において、最上位ということであり、都市計画法自体が決して基本構想より下というわけではなく、上下関係ではない。あくまでも基本構想が、いわゆる総合計画が全ての法律に基づく諸計画の横串の役割をしている。そういうものと認識していただければと思います。

【浅野委員】 会長の言われること、事務局の言っていることも分かっているが、敢えて言

っていますが、都市計画審議会で教育や医療、福祉なんかについてのディテールを審議するのは不可能であり、ただ、そういう意味では前文にある、私は文化というもので総称できる、理解できる、それくらいのキャパシティがなければ審議会を開けない。都市施設についてだけ審議する、そんな狭い審議会ではないだろうという位置付けを私はしていたわけですが、そんな発言を審議会でした時に執行部から総計審でお話しされたらどうかというようなことを言われ、また仲の良い議員にも同じようなことを言われたため、総合計画審議会の公募への大きな動機となりました。決して誤解しているわけではなく、下位に見られているから、上位だからということで僻みとかそういうことではなくて、きちっとした位置付け、総合的に理解をしていかないと、それはそっちでやってくださいみたいなことになってしまう。都市計画審議会の持っている使命や責任を、聞きようによっては責任を持つというようなことになるのではないかということに危惧を持っていたので、敢えて話をさせていただきました。

【松隈委員】 花井委員の言葉を聞いて、条例案2条基本構想の位置付けについては、噛み砕いてわかりやすい。そのようにしてもらいたい、そう思います。

もう一つ、飛田委員の言われた構想と計画の話ですが、私の個人の考えとして一番大事なのはやはりビジョンを示すということが一番大事ですから、これがあって初めていろいろな計画、いろいろな市民の声が反映される。私はビジョン、構想を条例で定めてもらい、後は文言の話であれば条例を作ることにについて反対する人はいないと思いますので、噛み砕いてわかりやすくやっていただければと思います。

【飛田委員】 私はビジョンの問題について考えは同じです。結局、方針なり方向性、構想がないと全て運営するに当たっても、経営するにしても管理するにしても大事なことはそれだと思えます。それは同じだと思えます。しかしながら、そういうものが先ほど申し上げましたとおり、今、欠けている点は何か、実施された時に実施されるか、されていないかということのをこれからは見ていきますというように目線が変わってきていることに対応していくのが行政である。それが市民の見方なのかと思えます。

いろいろな人と話し、何かを進めていくのにそういう方向感で物事を見ていかないとやはり、市のここは良くしていこうというものがはっきり実行できないし、それらが実行されたのか、されていないのか税金が間違いなくそこに使われたのか、そういうチェックが絶対に必要になる。そうするとビジョンがあつて、計画があつて、実施がどうなっているか、結果はどうなのか。この流れは総合計画の中に絶対必要だと思う。たまたま鹿児島市の総合計画策定条例、6月29日に作られていて、同じようなことが書いてあって、その条例の第2条には基本構想、基本計画、実施計画が個別に挙げられている。それで説明されている。これ、市民はわかりやすいですね。通常、例えば、民間企業では当たり前のことですよ、経営やるに当たってそのようなものがなければ各セクショ

ンごとに。行政でも同じですが、何をやっているか何が実施されているか、結果はどうなったか、実績は上がっているのかチェックされるわけです。そういう形は行政にも入っていないと、これからは色々とチェック機能が働きますから大事じゃないかなというのが私の考えです。やれということではなく、そういうことを考えながら一歩ずつ民と官が近づいて行く行政は必要なのではないかと思います。

【田中委員】 先ほどの花井委員の基本構想の位置付けというのは賛成です。議論の中で、本文のところは市政の最上位の方針とすとなっていますが、説明資料には各政策分野に渡る最上位の方針となっていて、諸計画の最上位の方針ということわりを入れると体系だったものになるのかなと思います。要は基本構想は、現行計画の17ページから34ページまでのものですよね、この位置付けを今ここでやっていて、諸計画はその後に位置づけられているといいますか、前にもらった資料の中では諸計画の最上位、計画の最上位、ところが条例案では市政の最上位の方針とすとなっていて、ちょっと言葉が足りない気がします。

【高橋会長】 第2条については花井委員より指摘があったことについて、こういう書き方というのは普通なのですか。

【事務局】 他市、鹿児島市を含めまして、何市か集めております。当然参考とさせていただいているのですが、その中からそれを踏まえた上で、我々としては市政の最上位の方針というのが究極の言葉ではないかということと位置付けさせていただいております。先ほど、諸計画のという話がありましたが、要するにどちらかというとなら諸計画だけにとどまるような話なのですが、出所はパブリックコメント案の2番のところだと思うのですが、2番については諸計画の最上位の方針となる、確かに書いてありますが、その少し前から読んでいただいて、基本構想が市政の長期的ビジョンを示すものでありということ、このあとずっと基本構想とは何かということをお話しさせていただき、それを一言で言い表した場合、我々としては市政の最上位の方針とするのが適切ではないかということと提案させていただき、議会の方へ提案させていただきたいと考えているところです。言葉を膨らませれば膨らみますが、それを凝縮したものとして考えていただきたいというのが私たちの考えです。

【田中委員】 基本構想とか基本計画とかいうのは計画の体系論で、あくまでもビジョンとかそういうことで、基本構想、それに基づいての基本計画あるいは個別計画ということで、計画の体系論の中で位置付ける。例えば市政の最上位の方針とする、市長がいろいろ考える、非常に短い、ショートスパンの中での最上位ということ。ところが基本構想というものは計画の中でも体系論、先ほどの位置付けの中で考えればよろしいので、

それだと雑駁すぎないかという感じはします。これ以上は言いませんが、計画の体系の中で基本構想、基本計画、個別実施計画というものがあるのではないかと理解しています。

【高橋会長】 これは意見ということでよろしいでしょうか。

【花井委員】 この審議会は総合計画審議会ということであり、その総合計画の中に基本構想と基本計画がある。今は基本構想についての提案がされていて、それを審議する会議ですよね。先ほど飛田委員の言われましたP D C Aサイクルのお話がありましたが、これは実施計画の中できちっと織り込んでいくのは当然のことでありまして、この基本構想の条例の中には必要ないのではないかと思うのです。条例はあくまでも、提案いただいた形でいいと思うのです。実施計画の中でP D C Aを考えていけばいいと思います。それで、今提案されているものに対して、まず私たちが審議してこれがいいかどうかを考えるのがベストであり、その中でいろいろな話ができきて今、訳がわからなくなってきた。ですので個別の意思をもちろん盛り込んでいけばいいと思うのですが、まずはこの条例の文言がどうなのかを厳しく見ていった方がいいと思うのですがいかがでしょうか。

【飛田委員】 スケジュールにも基本構想策定とありますが、総合計画の策定ですよ。総合計画という形で条例を作ったらどうか、総合計画の中に基本構想は含まれているわけですから。基本構想はこういうことでやりましょうということでスケジュールに合った形で進めていけるのではないのでしょうか。

【高橋会長】 基本計画の方は、議員提案でしたから。普通の地方自治体は基本構想は自治法で決めなくてはならないとなっていました。基本計画は決めていない。というのも基本構想はどちらかというと精神、ビジョン、哲学のようなものが主体ですが、計画は状況によって変わったり、財政状況によって変わったり、社会的ニーズが変わったりして変わっていく場合がある。だから計画まで議決している団体って私あまり知らないんです。ただ、四街道は従来から基本計画も議決することとなっている。今回、基本構想は法的な部分がなくなったものだから、その部分を作るわけです。その議論の中で四街道は基本構想と基本計画を合わせて条例にするかというような議論がおそらくされるのではないかと考えています。場合によっては、構想だけでいいという話もあるかもしれません。ですので、ある程度、議会にお任せして議会というのは市民の代表ですから、市民の皆さんの意思にお任せして、私たちは審議会委員の立場から先ほどの心配事であるとか、こういう指針を計画に入れるべきではないかということについて議論して、事務局へ伝える。あとは事務局がそれを整理して議会に提案していくこととなる

と思うのです。そこには我々の意見が生かされていると信じていますので。

条例の条文を具体的に作るということとは、少し話が違ってくると思うのです。

【飛田委員】 条文を作るというわけではなく、作られているのは行政ですよ、先ほども変わったわけですから、上程する前にいろいろと構想を練られてビジョンと実施状況をどうするかということは行政側が決めて、我々はそれをいいですねと認めるのが審議会じゃないかなと思って出席しているのです。それを否定されて、これがいいからやりましょうというのであれば我々を呼ばなくていいですよ。必要ないですよ。私が言いたいのは基本構想の中に計画の実施のことを入れ込んでいけば、全てを文章の中に入れていけばある程度は良いのかと。だから推進という言葉が計画の推進であるのか、いわゆる精神を推進するのか、その辺が出てきますので、その問題も具体的に市民に分かるような、こういう基本計画について実施をしていきますとか、そういうものを織り込んだらいかがですかというか、そうしていった方がいいと思います。

【高橋会長】 私の憶測なのですが、計画の方は議員提案でできているものですから、今回の基本構想をあげるときに、基本計画はどうなるのかと私も尋ねたくらいなんです。それを合わせるとか一緒にするとか、基本構想だけとか基本計画だけとか。一緒にするという事はなかなか事務局の方からあげるのは厳しい。むしろ議会でそのような話が出てくるのを期待しているのではないかと、そう思いましてそれ以上は言わなかったんですけど。これは私が感じたことですのでわかりませんが。

【飛田委員】 そのような前提は知りませんので。議員の方にこういう意見が審議会から出ていましたということは言ってもらいたいと思います。私は入れるべきだと思います。入れていかないと市政のチェックができないですよ。

【花井委員】 条例の中に入れるということですか。

【飛田委員】 そうですね。例えばこのビジョンはこういう形で進めますくらいのことはできますよ。こういう基本計画に基づいて実施していきますという文言は入れられるでしょということです。上位とか何かという問題よりも、第2条では推進問題を入れていくとか、チェック機能をどうするかというのをはっきり入れたらどうですかということ。それで初めて上位になるわけですが、そうでなければ上位ではないですね。

【田中委員】 具体的な提案ってありますか。

【飛田委員】 例えば第2条に謳うとすれば、基本構想は基本計画並びに実施を推進す

るとかすればそれで初めて最上位の位置付けになるとした方がいいのではないですか。

【金子委員】 今の関連でこの審議会のよりどころは昭和55年の総合計画審議会条例があるわけですね。この基本構想条例はもちろん、地方自治法が変わったから作るんだということなのかもしれませんが、いずれにせよ、審議会としてやるべきことをやらなければならない責任を負っているということですから。

(事務局より「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」の資料配布)

【事務局】 基本構想条例という形で今回、仮にお認めいただけたとしても、この条例は生きています。今の体系では基本構想条例で基本構想を議会にかける。基本計画はこの条例に基づいてかけていくということになります。

【高橋会長】 基本計画を策定することとすると書いてあるのが、飛田委員の意見である、本来なら総合計画として入れた方がいいと言われる、その一部がこれに書かれているということ。ですからこれをまとめるという話もあるんだろうと思いますが、委員会からそのような意見があったということは言ってもらいましょう。基本構想条例についてはよろしいですか、大変熱心にご議論いただきありがとうございます。

再度、くどいようですが、条例については少し気になるので、各条どうするか事務局で検討いただくということ、それから、第2条の内容についても、これだけでよいかという質問がありましたので、最上位と書いてある部分についてのことですが、例規担当との議論もあると思いますので検討してください。

それから、基本計画と基本構想との関係、一体化した方がよいのではないかという意見も強くあったということをおっしゃりたい。大体、それくらいお伝えすればよいと思いますがどうでしょうか。そういう意見がありましたので、条例を議論する段階で検討してください、それを私たちの意見として付けていただきたい。ですから条例案の修正提出ということで意見として付けていただく。それでよろしいですか。

次に、議題2その他について事務局から何かありますか。

【事務局】 それでは阿部主幹よりご説明いたします。

【事務局】 その他といたしまして、政策推進課から、総合計画の策定に向けたこれまでの取組、23年度に実施しました各種取組について、ご説明させていただきます。本日は、この基礎調査の報告書等を皆様に配布させていただいております。ここで、配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、「四街道市土地利用基礎調査報告

書・基本構想基礎調査編」というグレーの冊子、「四街道市土地利用基礎調査報告書・土地利用基礎調査編」という黄色の冊子、「四街道市市民意識調査報告書」・「インターネットアンケート調査報告書」・「まちづくりを考えよう市民会議報告書」についてはコピーを綴じたもの、「ポスターセッション」、「まちづくりシンポジウムアンケート結果」については、それぞれA4で1～2枚。また、「策定に係るこれまでの経過（市民参加手続等）」を参考資料として添付させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。23年度につきましては、策定に係るこれまでの経緯にありますとおり、本審議会を2回開催し、新たな総合計画の策定方針に対しご了承いただくほか、市民意識調査をはじめ、様々な市民意見の把握に努めながら、基本構想策定に向けた基礎調査を行ってまいりました。

市としましては、今後、この調査結果を基に、庁内組織で検討しながら、基本構想の素案を作成していくものとなります。そして、作成した素案についてはこの審議会でご意見をいただきたいと考えておりますので、委員の皆様にもお目通しいたごき、資料としてお持ちいただくため、本日配布させていただいたところでございます。

本資料につきましては、本日お渡ししました資料でございますことから、この資料に関するご質問・ご確認等につきましては、この場でも結構でございますが、時間等の問題もありますので、後日個別にご連絡いただいても政策推進課の方で対応させていただきますので、何かございましたら、お手数ではございますが、ご連絡いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本資料は、一部を除き、23年度に実施しました「四街道市土地利用基礎調査」の報告書となります。調査は、市における人口減少への対応を主たる課題といたしまして、若年層の増加促進をより一層進めるため、土地利用構想からの検討を行うことを主な目的として実施する一方、社会経済状況や市のまちづくりの課題、人口、財政、市民意向等の基礎的事項を把握することで、基本構想の基礎調査の性質を併せ持つものとして実施したところでございます。

このため、土地利用基礎調査報告書となっておりますが、この報告書につきましては、土地利用基礎調査編と基本構想基礎調査編の2冊に分冊したものとなっておりますのでございます。

それでは、各報告書等につきまして、その構成と概要を簡単にご説明させていただきます。

まず、グレーの表紙の「四街道市土地利用基礎調査報告書・基本構想基礎調査編」でございますが、こちらにつきましては、目次をご覧いただきまして、本調査の流れと概要をご説明させていただきます。

まず、本市のまちづくりを考えていくに当たっての基本構想の基礎調査として、第1章で本市を取り巻く社会の動向や市の概況、各種施策分野での現状の把握を行うととも

に、第2章では基本構想期間の10年後の将来人口推計を行うなど、本市のまちづくりを考えていくに当たっての基本情報を整理した上で、それらの状況を踏まえ、第3章でまちづくりの重要課題と視点を提示しています。なお、人口推計では、地域的な人口や年齢構成の偏りも把握し、検討する必要がありますことから、全体人口だけでなく、市内を5つの区域に分け、各地域の状況を示しております。112ページ以降になります。ここから全体とそれぞれの地域別となっています。

次に、黄色の表紙の「四街道市土地利用基礎調査報告書・土地利用基礎調査編」でありますが、こちらにつきましては、基本構想を構成する土地利用構想の基礎調査結果となります。調査では、1番から6番までございます。1ページをご覧ください。1土地特性の分析がございます。図1-1-1「土地特性の分析」フロー図に基づき市街化調整区域のうち、利用を検討する区域の中で住居系、産業系に分けて抽出しており、その結果9ページ、この第一段階の分析から4区域抽出しております。四街道IC周辺、成山周辺、和良比周辺、国道51号沿道となっています。

次に11ページをご覧ください。2市街地特性の分析がございます。14ページ以下で市街化区域を①宅地率②道路率③住宅用地率④商業用地率⑤工業用地率⑥未利用地率⑦可住地率の観点から分析しまして、32ページをご覧くださいますと、市街化区域について「住居系」、「商業系」、「工業系」の用途地域ごとに①環境維持更新型②環境改善型③利用促進型④面的整備型に分類されております。

次に52ページから3市街地キャパシティの分析ですが、現在の市街化区域にどれだけの人口の受け皿となり得るキャパシティがあるのかという観点から、都市計画法の用途地域を踏まえながら、現在の市街化区域内に収容可能な人口規模を算出しています。なお、ゆとりある居住環境を維持する観点から現在の人口密度を適用しています。結果として54ページ、55ページ、現行市街地の区域における収容可能人口は103,772人と算定されましたが、これについては詳細検証を行う予定となっております。

次に56ページ4都市機能充足度の分析ということで都市機能・施設の整備の必要性を市民意識調査の結果とサービス提供主体の観点から分析しています。

58ページ5土地利用構想案の作成ということになっています。A案、B案ともこれまでの分析を踏まえた「基本的な考え方」1～4に従い検討しているところです。A案については、9ページ「1土地特性の分析」の「土地利用を検討する4つの区域」のうち、「成山周辺」、「国道51号沿道」の2つを活用した案となっており、B案については、4つの区域すべてを活用した案となっています。

次に73ページをご覧ください。6交通体系の方針の作成。こちらについては土地利用構想案を踏まえ、四街道市都市計画マスタープランに準じるものとして設定しております。都市計画マスタープランは都市計画課において策定された、基本構想・基本計画に基づく都市構造の計画です。以上簡単ではございますが、土地利用基礎調査の報告とさせていただきます。

次に、「四街道市市民意識調査報告書」でございますが、こちらにつきましては、2ページの1調査の目的にもございますとおり、新たな総合計画の策定に向けて、市民の皆様のご意向を把握することにより、現状と課題を抽出し、行政運営の方針や計画立案のための基礎資料とすることを目的としております。

調査は、無作為抽出しました満18歳以上の市民3,000人を対象に行いました。有効回答者数は1,720人、有効回答率は57.3%となっており、前回調査の64.6%よりは低くなっていますが、この種の調査としましては、比較的高い数値と考えております。

設問としましては、四街道市の住み良さや定住意識、日常生活で主に利用している市町村、土地利用のあり方、整備が望まれる公共施設など、過去の調査でも設定した設問によりまして、それらの設問事項に係る市民の皆様のご意識や動向の変化を経年的に捉えているところでございます。また、今回は、新たな総合計画の策定に向けまして、特に市の施策に対する満足度・重要度に重点的な調査を行いました。32ページをご覧ください。現行計画で設定されております36の施策について、現在の満足度を5段階でお伺いした結果が満足度の高い順に表で示されております。次に、35ページをご覧ください。こちらは、これからの重要度が同じく高い順に表で示されております。また、これらの満足度・重要度を点数化し、第1象限から第4象限までの4つの領域で示した図が38ページにございますのでご覧ください。

次に「インターネットアンケート調査報告書」に移らせていただきたいと思います。

こちらは1ページの「1調査目的」に記載しておりますとおり、市外に居住するファミリー世帯を対象に、本市のイメージのほか、市内への定住・移住を促進するために高めるべき機能等を把握いたしまして、新たな定住人口の獲得に向けた施策を検討する際の基礎資料として活用することを目的として実施いたしました。

調査につきましては、2の「調査の方法」に記載されておりますとおり、東京23区内と千葉県内他市の賃貸住宅に居住する夫婦のみの世帯と夫婦と子供からなる世帯で、今後、持ち家を購入し、現在居住する市区町村外へ転居する意向がある方を対象として、実施しました。調査の有効回答数は605件です。

本調査では、本市や本市について知っていること、本市のイメージをお伺いするとともに、他市に持ち家を購入する場合に重視する点や持ち家の住居形態、本市への居住の意向などについてお伺いしたところでございます。6ページ、7ページをご覧ください。本市の認知度はあまり高くないものとなっております。そのような中、どのように人口の流入を図っていくかということが課題となっております。

それから、まちづくりを考えよう市民会議でございますが、これは平成23年度に実施した事業でございます。これは経過にも書いてございますが、12月17日から4回開催しまして、本日そのまとめた内容を皆様にお示ししております。3月3日に市への提言として市長に提出していただいたものです。内容につきましては、市の弱み強みを

グループ毎に洗い出していただきまして、その対応策を考えていただくというような形で進めさせていただき、報告書が作成されております。

次に、ポスターセッションとまちづくりシンポジウムのアンケート結果でございますが、まず、ポスターセッションにつきましては、資料でございますとおり、各会場におきまして「四街道市の将来に向けて優先的に取り組むべき施策」を掲げたポスターを設置しまして、ポスターに掲げられた14の施策に対してお一人につき3つ以内でシール投票を行っていただきました。2会場合計で576人の方にご協力いただいたところでございます。結果は一覧表のとおりでございます。また、まちづくりシンポジウムにつきましては、四街道を「子育てしやすい街」にするためには、どのような点に着目し街づくりを進めていけばよいかを、市民の皆様と考えるため、「子供たちが住みやすい街づくり」「住んでみたい街づくり」をテーマに、本年2月に市内の愛国学園大学で開催したところでございます。シンポジウムでは、資料にもございますとおり、本審議会の高橋会長にもご参加いただきまして、ご意見をいただいたところでございます。この資料では、シンポジウム開催後、ポスターセッションと同じ内容で行いましたアンケートの結果をお示ししております。回答いただいた方は149名でございました。

雑駁な説明ではございますが、以上で、基礎調査の報告書等の説明とさせていただきます。

【高橋会長】 この資料をこれからの議論に使ってほしいのですが、これに関連してお話しいただきたいのですが、内容については、今日は時間がないので個々に伺いたい人がいれば事務局にお聞きいただければと思いますけど。次回以降でも機会があればお聞きしていただきたいのですが、特に何かありますか。大量の資料について説明いただきまして内容はこれから見ていただくこととなりますが、注文とか何か。

【金子委員】 これから勉強します。

【花井委員】 担当した方の考察、このように感じたということについて聞かせていただくことは可能ですか。今でなくても構いませんが、いろいろな調査、市民意識調査がありまして、その中で傾向としてこういうものが見えてきたとか、そのようなものが何かあるのではないかと思います。簡単で結構なのですが。

【事務局】 そのようなことを含めまして、この資料を基に基本構想の素案を作っていくこととなりますが、その前段階として、まずおおまかな骨子案とかそういうものを作っていく中においてこちらから、このような部分から現状を把握している、課題を抽出している、市民の皆さんの意見はこうなっている、そのような表示はしていきたい。それでこのような案になっている、そのような形にしていきたいと思っております。

【高橋会長】 事務局がもっと踏み込んで、それぞれについて前回とこう変わってきたとか、こういう部分が四街道に欠けているとか実際に担当した人がもう少し自分の意見を含めて言ってくれるといい、そういうことですね。我々も、もちろん言いますが、淡々と何%、何%という説明からもう一步踏み込んで、課題であるとかコメントしてもらおう。若い人にプレゼンしてもらおう。そんなことをしてもらおうと、議論が出てくる。私は先ほどの意見をそのように受けたのですが、そういう意味ですよ。

【花井委員】 そうですね、冊子にしてほしいというわけではなく、これから見えてきたものがありますよというものがあれば、あくまでも個人的な意見として何かいただければ私どもがいろいろすぐに見えるものも、見えないこともありますから。

【田中委員】 ぱっとそのような意見が出るというより作業をやっていく中で浮き彫りになってくる。行政のプロとして、計画作成のプロとして、そこら辺りの重要性がわかってくるのではないかと思います。ですから、委員としてもこれを見て面白い、この数値は小さいけれども、実際どうなのかというような議論がダイナミックにというか、深めていける感じがします。今、かいつまんで要点を説明をしていただきまして、事務局からこの辺りを中心として考えているのですがどうですかというメッセージはいただいた感じがしますので、その周辺について私たちの方で、こういうふうにしたらどうですかというキャッチボールもいいのではないかと思います。

【高橋会長】 最初に市長が庁内で議論する場を作ったというような話をしていたと思いますが、各部の若い人が入って議論する場があって、この資料を見ながら、例えば自分の分野について何がこれから大事で何が欠けていて、市民はこういう見方をしているそのような評価をするという、議論するようなことはしていませんか。

【事務局】 策定本部をはじめとした庁内検討の中ではこれをお示しして議論していくこととなると思います。

あくまでも、基本構想策定を目指してやっていくこととなりますが、その途中経過の中でそういった、先ほど田中委員がおっしゃられましたとおり、問題が一つずつ浮き彫りになることもあると思いますし、ある程度、花井委員がおっしゃられたとおり、我々事務局としての考え方、各担当課としての考え方というのが感じ方が違うとか、意見として出てくるのかなとは思っています。

【高橋会長】 これを我々が見て意見を言わなきゃならないのだけれど、だから、これを見て意見をくださいというアプローチもあると思うんですが、実際にはこれをやった

若い職員が、こんなことを感じたとかいうようなことで、この場に出て議論をするともっと深まるのではないかということをつぶん花井委員は感じたのではないかと思うのですが、そこについてはどこまで期待していいんですか。もちろん我々も勉強しますが勉強していいアイデアを出してほしいということであれば、私たちが勉強するだけで、そこにディスカッションがあるともっといいかもしれませんから。

【飛田委員】 花井委員の話のとおり、今ここに問題点が抽出できるものが一つあると思います。この問題を解決するためのプランとしては、私はこう考えますとか、行政の立場の人の話とか、会長がおっしゃるとおりディスカッションが必要かもしれませんね。もちろん、私たちもこれを読んで問題とか解決策とか考えなくてはなりません。

【高橋会長】 議論の中で深まってくる、問題がはっきりしてくるというのはありますよね。だから、これを調査したので知恵を出せと言われてもなかなか知恵が出ないかもしれないので、一緒に議論する場があればいいなど。

【事務局】 まずは庁内で行政としてやっていかなければならない。その中でこういう意見が出たのですがいかがでしょうかとお示しすることがあって、それでディスカッションということはあるかと思えます。

【飛田委員】 もっと凝縮した方が、時間的にいいかもしれません。

【田中委員】 最初、計画の作り方で発散的にみんなの発想の自由とか、感性みたいなもので、これは大事だと思いますよというようなことを雑駁に言い合っていく中で、それを受けとって深めていただいて、それを絞り込んでいくといいますか。私がやってきたからかもしれませんが、保育分野とかだと足りないという情報が出されて、説明する人の過去に所属した部署によっては色がついてしまう。ですから、総合的な見識を持っている皆さんがこれが重要であるとか、この点を掘り起こした方がいいのではないかということで発散的に情報をぶつけるというか、発見情報を差し出してあげる。あるいは、交流しあうというのがあって、それでその中で順位付け、絞り込みをしていき、これは展開できると、行政でやっていける、そのようなキャッチボールといいますか、そんな感じがします。担当者とか過去に担当した人には思い入れがありますのでもう少しフラットでもいいのかなという感じがします。

いろいろな経験とかいろいろな知恵を持っている人たちが意見をぶつけ合うというのも審議会運営の一つの方法としてあり得るのかなと思います。私としてはそれで段々と詰まっていくのかなという感じがしていましたので、話とか感想とかを聞いてしまうと、それに縛られすぎてしまう感じもするので、この調査から感じたものをそれぞれ自

由に言って自分の思いとか、願いとか市政への期待というものを論点にしながらぶつけさせていただく、交流する、そんな流れもいいのかと思います。

【岡本委員】 田中委員から大変ごもっともな意見がありましたが、私は他の市町の基本計画に携わったことがあるのですが、どうしても庁内部局で作っていくと最終的には自分の部署の興味といいますか、予算が優先されてしまう。もちろん全体の目的は市民のためなのですが、どうしても自分のところで分かっているということもあるのですが、そういう点ではアンケートの結果を含めて今後の10年の計画の基礎の部分、単年だと予算に縛られますので、そういう意味では今回のアンケートは全体的にざっと見た感じよくできている。アンケートも比較的、誘導的・恣意的な設問も少ないし、かなりよくできている。そういう意味では今後、全体の議論に入っていく前段階の資料としては、人口10万人程度の市としてはよく整っているという印象を持っています。皆様の努力に期待しているところです。

【高橋会長】 限られた時間で、審議会もしょっちゅう開けるわけではないので、今みたいなことだともっと頻りに議論しなければなりません。全員が集まるというのも必要だと思いますが、先ほど自己紹介がありまして、それぞれ専門分野の先生もいらっしゃいますので、その分野でもいいですから個別に小グループで議論して少し内容について、政策になるような、今はいろいろなものが入ってますから、これを政策として形作するための知恵が必要であれば、それぞれ参加していただければと思うのですが。介護、福祉、農業、都市整備それぞれ専門でいらっしゃる方がいますので、数人の小グループで個別にやるのも一つの方法かと。それと皆さん含めて先ほどのような感じでやるのもいいかもしれません。やり方はお任せしますが。

【浅野委員】 市役所のITシステム、庁内LANはありますか。県でもやっていたのですが、情報推進課みたいなところでツイッターとか、2ちゃんねるみたいな書き込みのような感じでこのことについてどうですかということを職員に意見を求める。1行か2行で何十人の人が書き込んでくる。皆さんPCを持っているのでしょからそのようなことをやってもいいのではないかと。私は技術屋だったので感じるのですが、皆さんはいわば臨床行政士ですよ。市民に直接接して現場を見て、いろいろ具体的に知っている。我々はある分野しか知らない。あるいは誰かから聞いた、そんな知識しかない。皆さん現場力を持った人が1行でもいいから書いてもらえると。そのようなものを私は知りたい。会議を開いてまとめてとなると大変な手間ですから。

【高橋会長】 結論ではなく意見としてですね。

【田中委員】 今の子育て日本一のまちづくりはすごく素晴らしいことだと思う。私は高齢者が生き生きするまちづくりといいますか、その辺りをやる、つまり「人間を大事にする」ということ、自分の中で論拠にしながら主張したい、主張というか提案して、こういうことも視点としてやっていただければと。キャッチフレーズ、基本理念、基本的な考え方、それらの枠組みの中に入れていければと考えていたので。これらの資料をさらに読み込んでいく中で論理的な情報も一つあると思いますが、みんなの思いみたいなものとか、それなりのものがあるって、これを刺激剤としてその思いを噴き出させて、ここにこのような数字があります、ですから私もこう思う、感じるということで、提案のために論理的にやっていくためにというような近づき方もあると思います。市の方でも各部局において、これに基づいて、やっぱりこれが低いとか分析をしていただきたいとは思いますが、それと合わせてやっていく中でよりいいものが創造されるというか、創造的な議論に絡んでいけるような感じでやっていきたい。

【金子委員】 普通ならば策定委員会から案件が出され、これに対し審議するのが通常のやり方なのですが、今の話ですと我々が提案するという新しい審議会の形になるということですか。大事なところだと思うのですが。今までの審議会は、事務局案が出されるのが普通で、これに対し意見を述べるということであったんですが、今の話でいくと我々もこれでいかがですかと提案することになると思うんです。そのような審議会に変えるということなのでしょうか。

【高橋会長】 我々に期待することはどの部分かということですね。

【岡本委員】 スケジュールから何をいつ頃に予定していて、我々に何を期待しているかということですね。

【高橋会長】 積極的に総合計画の作り方とかに関しても、相当積極的に踏み込んでいく、もちろん言った我々の責任も出てきますが、事務局としてその部分までやってくださいとか、いや、それについては期待しているところではありませんとか。我々は粛々と作るのに対してご意見をいただきたい、そうであれば、それなりの意見を言う。それぞれ専門の委員がおりますので。その辺がわからないと、我々が余計なことまで言ってしまうということになってしまいますから。

【事務局】 審議会に付させていただきたいというのは、皆様専門、いろいろな経験がございますので、その都度ご意見をいただきたいと思っております。ただ、まず市が作るというのがベースですので、市の内部でよく検討したものについて皆様にお示しさせていただき、それを皆様の見識・経験の観点からご意見いただいてそれをいい方向に修

正していきたい。それがベースになります。

【飛田委員】 参考までに、現在庁内で検討されていると思いますが、進捗状況はどんな感じですか。

【事務局】 政策推進課がまず読み込まなければなりません。今回の審議会、パブコメ、議会への説明となりますが、まず我々の意見をしっかり確立して、市長を含めまして、まずは縦のラインで、これはどうだったのかと検証しているところです。

【飛田委員】 時間的、スケジュール的なことで、いつまでにどうする、いつまでにどうするかという形でやられていると思うのですが、私たちがいつどういうことをやらなくてはいらないか。私も予定がありますので。

【事務局】 そのようなことについても、今、お答えすることはできないのですが、早めにお伝えしていきたいと思います。

【高橋会長】 他に事務局から何かありますか、議論はこれで閉めたいのですが。

【事務局】 本日は、基本構想の条例案についていろいろなご意見ありがとうございました。事務局としても再度検討して、今後、議会への上程に向けて精査していきたいと考えております。また、ある程度決まった段階で、次回審議会においてご報告させていただきたいと考えております。本日はありがとうございました。